

# 助産師活用推進事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）医療提供体制推進事業費補助金 227億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金 261億円の内数）

## 背景

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産\*1、助産師外来\*2、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

\*1「助産師外来」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

\*2「院内助産」 緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。（※医療法における「助産所」には該当しない）

## 対象経費

助産師活用推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費

## 主な目的や方法

### 助産師出向

の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 都道府県協議会※の設置
- 実践能力の高い助産師を育成

※既存の看護職員確保や助産師出向支援等の協議会でも可  
（都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等）



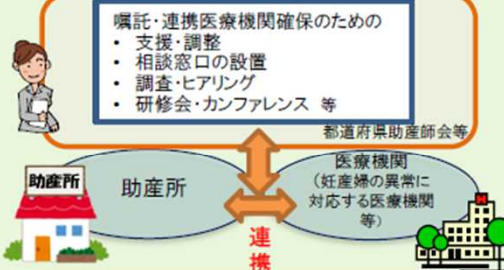
### 活用例

#### 【具体的な例】

- ・助産所で勤務する助産師による 病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
  - ・病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援や産後ケア事業の実施
  - ・新生児蘇生の技術修練
  - ・助産学生の実習施設確保のための調整
  - ・助産師の偏在の実態把握の調査
  - ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置
- など

### 助産所と嘱託連携医療機関等の連携に係る支援

- 協議会の設置などにより、
- 助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握
  - 助産所において、嘱託・連携医療機関等を円滑に確保できるよう調整・支援



#### 【具体的な例】

- ・助産所と医療機関の
    - 連携状況のヒアリング
    - 連携についての情報交換会
    - 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
    - オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
  - ・関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置
- など

### 院内助産・助産師外来の実践及び効果についての理解促進

▶ 院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要



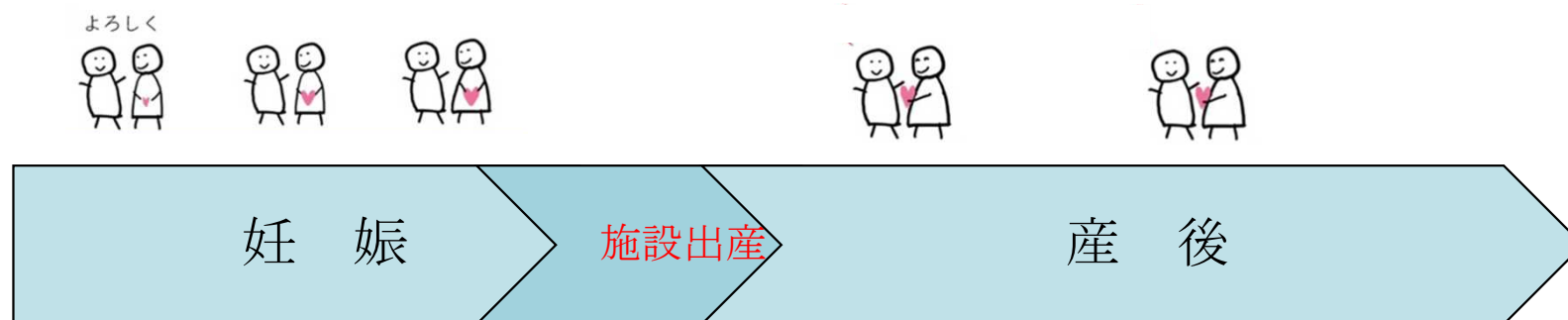
産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版（H30）の周知

#### 【具体的な例】

- ・関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
  - ・情報収集のための他施設の見学
  - ・業務マニュアルの策定の支援
  - ・院内助産・助産師外来の実践及び効果についての調査
- など

# 徳島県看護協会のmy助産師による継続ケア（概要）



母子健康手帳交付時  
や必要時にmy助産師  
の説明（保健師）⇒  
同意後my助産師を決  
定

## my助産師の妊婦訪問

- ①妊娠中期（16週～20週頃）
- ②妊娠後期（30週～34週頃）

## my助産師の産後ケア訪問

- ③産後1月以内

必要性によっては、①②③以外の訪問も可能

# 切れ目のないケアを目指して



地域と施設間の連携が必要!!

「継続ケアノート」を作成

